

レジティマシー コモンズと正当性 ——「公益」の発見——

菅 豊
(東京大学)

本論の目的は、ある川で数百年来展開されてきた漁業と、それをめぐるコモンズを素材に、それを維持しようと奮闘努力してきた人々の歴史から、コモンズをめぐる正当性獲得の方法と、その変容過程について検討することにある。当該調査地において、近世には、支配権力とのつながりが具現化した納税の事実と、「旧例」という歴史を根拠とする正当性が、ムラによる川の管理・利用を支えていた。しかし、明治維新とともに、その正当性は実効力を失ったことにより、人々は新しい正当性を獲得しなければならなかった。そこで見つけ出したのが、「公益」や「資源保全」といった近代国家によって高く評価される新しい文脈とコンセプトであった。それは、地域にとっては外部的なアクターである国家との接触によって発見された正当性であったが、いつしか内部的なコモンズの仕組み——共同体へのコモンズからの利益還元という方式——にまで影響を与えた可能性がある。村＝ムラ＝集落が、川を共同管理するというコモンズとしての川のあり方は、変化しつつも300年もの長きにわたり継承されてきたが、その継承は、自己の活動の正当性を、時々に応じて意欲的に獲得してきた人々のストラテジーと密接に関わっている。

キーワード：正当性 (legitimacy)、コモンズ、旧例、公益、資源保全

1. はじめに——レジティマシー 正当性とは何か？

多くの人々が、ある資源を共に管理・利用する場合、それは往々にして競争的になる。人々にとってポジティブであるはずの資源は、その資源の価値以上に葛藤、軋轢、紛争などという人間にとってネガティブな緊張を生み出してきた。たとえば、資源の管理・利用において、誰がその主導権、優先権、発言権を握るのかという問題は、いつの時代も資源を取り巻く人々を否応なしに緊張させるものであった。

手際の良い社会では、そういう緊張を解きほぐす、あるいは緩和するための仕組みや技術を編み出してきた。たとえば、コモンズに代表される、所有や利用に関わる一見協調的な制度的取り決め⁽¹⁾は、その仕組みの一つといえよう。そのような資源管理・利用をめぐる緊張を緩和するための制度や合意を作ったり、維持したり、変えたりする状況に置かれた時に、人々が直面するのが、本論で問題とする正当性 (legitimacy)⁽²⁾である。正当性の存在如何により、資源管理・利用のあり方や発展の道筋は、大きく異なる。

法環境の社会学的研究の立場から正当性を積極的に論じるマーク・サッチマン (Mark C. Suchman) は、従来、一般的に分けてとらえられることが多かった「評価」と「認識」の局面

とを併せて、次のような包括的な正当性の定義を行っている。

「正当性とは、規則や価値観、信念、そして、基準など社会構造化されたシステムの中で、ある主体（統一体）の行為を、価値があるとか、適切であるとか、あるいは妥当であるとする、一般化された認識や理解である」(Suchman, 1995: 574)

この定義に従うならば、正当性とは、ある一個の人間や集団が、特定の事物に対して行い行為が、他者や社会から合法で妥当、真正で正統、合理的で説得力があるなどとされる状態にあることである。それは、あくまで人間の認知によって生じるものであって、不変で普遍に絶対的な規範として存在するものではない。

その正当性を獲得したり、あるいは付与されたりするための要件や根拠には、経済的価値や社会的地位、階級、権威、政治、法律、倫理、思想、感情——好悪や愛憎、共感や同情——、慣習、歴史⁽³⁾……など、実に多種多様なものが想定できる。サッチマンも、正当性のタイプを多く数え上げ、それを「実用的な正当性 (Pragmatic Legitimacy)」、「道徳的な正当性 (Moral Legitimacy)」、「認識的な正当性 (Cognitive Legitimacy)」の三つに整理している⁽⁴⁾。しかし、この明快に分類したサッチマン本人ですら自覚するように、多様な正当性は、現実の場面では共存しているものであり、つながっているものである (Suchman, 1995: 584-585)。当然、正当性は、それが立ち上がる場や社会で、合理的で説得力のあるものでなければならない。そうすると正当性が成立するかどうかは、それが置かれた社会の文脈で異なってくる。ある土地で通用していた正当性は、別の土地では通用するとは限らないのである。またさらに、それは、時間の文脈で大きく異なってくる。かつて通用していた正当性が、いつまでも通用し続けるとは限らないのである。

本論では、ある川で数百年来展開されてきた漁業と、それをめぐるコモンズを素材に、それを維持しようとストラグルしてきた人々の歴史から、コモンズをめぐる正当性獲得の方法と、その変容過程について検討する。

2. コモンズとしての川——記憶——

新潟県の最も北を流れる大川。新潟県岩船郡山北町大川郷を貫流するこの川には、三百数十年前からコド漁という個人的、小規模、非効率な伝統的漁法が伝えられている。コドとは、河中に設置した箱状の装置で、産卵のために遡上してくるサケがこれに入るのを、昼夜問わずじっと待ち続け、うまく入ったら釣で掻き取るという、至って「古風」で「長閑な」漁法である。

この漁法は、単にその技術だけが伝承されてきたのではない。それは、その技術と不可分である技術運用のための社会システムと一緒に、長きにわたって伝えられてきた。現在、大川サケ漁 (特別採捕) の許可は山北町大川漁業協同組合が受けている。しかし、その運営の主体は、実際は大川漁協の内部に設けられた鮭鱒部会が担っている。この鮭鱒部会に加入する部会員は、現在は岩崎、府屋、堀内、温出、大谷沢、杉平、塔下、遅郷、若石、荒川口、中継、小俣という大川沿岸12集落に居住し、その加入を認められた者でなければならない。この内、荒川口、中継、小俣は1994 (平成6) 年に、新規加入が認められた上流集落で、それ以前は、下流・大川郷

の9集落の領域でのみ、サケ漁が許されていた。

複数の主体によって共同に管理・利用される資源や、そのような資源を共同的に管理・利用する制度をコモンズと呼ぶとしたら、大川はまさしくコモンズである。そして、そのコモンズとしての大川の性格は、サケという資源をめぐる、より鮮明にあらわれている。このコモンズとしての大川の姿について、筆者はすでに詳細に検討しているので(菅, 1998, 1999, 2005a), ここではその概略を述べるだけにとどめておこう。

大川の漁場使用慣行は、集落と密接に関わってきた点において非常に特徴的である。サケの採捕自体は、大川全体で漁協が一括に許可を受けているものの、実質的な漁場の管理については、集落ごとの権限を慣習的に認め、実際の漁場の使用については、集落の管理のもと個人使用を慣習的に認める形で大川サケ漁は行われてきた。すなわち、集落ごとに人々が共同で川を利用する社会システムがあったのである。サケを漁獲する機能に注目して大川郷の人々は、サケの捕れる川、およびその権限をサケガワ(鮭川)と呼ぶが、大川においてそのサケガワは、基本的にムラ=集落が管理するものであった。

その漁場は、川筋の集落によって慣習的に、しかも実質的に分割管理されてきた。各集落は、大川の漁場をそれぞれの「漁場区」に分けて管理し、それぞれの集落の鮭鱒部会員は、自分の所属する集落の「漁場区」でしか漁は認められない。ここで注意を要するのは、この集落ごとの「漁場区」割り、それぞれの管理、そして排他性といったものは特段、法的な根拠があるわけではなく、あくまで在地の慣習的な取り決めを根拠として主張され、その実効力を保ってきたことである。

このように集落ごとに分けられた川で、サケ漁師たちはサケを捕るが、それぞれの漁師には、自分の集落の中に、さらに自分の持ち分となるなわばりが毎年決められる。そのなわばりは「場所」と呼ばれる。「場所」をサケ漁師たちに割り振ることを、大川ではカワワケ(川分け)という。大川に見られる個別的な伝統漁は、放っておけば必然、漁場の奪い合いを生む。みんなでできるだけたくさん捕れる「場所」を使いたいし、また、できるだけ広い「場所」を占有したいのである。そういう個々の漁師の競合する欲求を調整するために、「場所」を分配する制度はこの大川にとって必須である。このような、「場所」を決定し、それを漁師に振り分けることも、やはり集落が慣習的に担ってきた⁽⁵⁾。

漁協は、集落ごとの漁場管理を認める代わりに、各集落に漁協の維持費としてサケ採捕の行使料納付を義務づけている。この費用を捻出するために、80年代初頭には、すべての集落が「場所」を入札に付していた。漁協に納める行使料を確保するため、また漁場の割り当てを全員が後腐れないものとするために、入札は大川では最も納得いくカワワケの方法とされてきた。

カワワケは、ほとんどの集落で8月15日に行われている。この日は、マンゾウワリ(万雑割り)の日である。マンゾウとはムラマンゾウ(村万雑)ともいわれ、集落の自治運営費で、マンゾウワリの日には集落内の人々が寄り合い、前年度のムラマンゾウの収支決算と、本年度前期分の納付を行う。その寄り合いの後に、サケガワの入札(カワワケ)が行われてきたのである。現在、入札によって集められた入札金は、先にも述べたように漁協へ納付する行使料に充てられる。しかし、このようにサケガワの収益を、漁協へと還元することを主たる目的とする状況は、山北町大川漁業協同組合が1970年代に合併発足して以降のことである。それまでは集落にこそ、カ

表1 大川のサケ漁の歴史

年代	事項
1619 (元和5) 往古	「海川奉行清水と惣右衛門様・野瀬小兵衛様」が、「鮭海川諸役」の吟味し、大川を組中入会とする府屋町富徳等七と申すもの「海川奉行」を勤め、川漁師から「高」を取り立てる
1663 (寛文3)	岩石村の府屋組大庄屋左吉が「高」取り立てる
1717 (享保2)	「往古へ組御役」として流域でまとめていた鮭川役を、「せヶ村切」(村ごと)で負担するようになる
1720 (享保5)	杉平村ですべて鮭川役を納付する
1745 (延享3)	堀之内村と大谷沢村との第一次境争い(延享の川争い)
1746 (延享3)	堀之内村と大谷沢村との漁場の境界に「境塚」を築く
1748 (寛延元)	「境塚」に合わせて、境確認のための「杭」をさらに打ち立てる
1765 (明和2)	川使用の規則「明和の取り決め書」により漁法、漁の運営が規定される
1782 (天明2)	堀之内村と大谷沢村との第二次境争い(天明の川争い)
1796 (寛政8)	岩崎村・府屋町と上流村落連合との流し網をめぐる争い(寛政の川争い)
……	流し網が消える
1873 (明治6)	大川郷の人々は「鮭川漁場拝借願」を新政府に提出
1875 (明治8)	「海面官有宣言」「海面借区制」によって旧慣の廃止
1876 (明治9)	「海面借区制」廃止
1878 (明治11)	「鮭川漁業永続願」を県知事宛に提出し、流域の「漁業合併」川使用の規則「鮭川議定」により漁法、漁の運営が規定され、サケ漁の収益を「学校の費用に(公益の発見)
1880 (明治13)	「新潟県第二号布達鮭魚漁業取締規則」により「資源保全」が謳われる
1881 (明治14)	塔下村地内「高瀬ヨリ土淵」までを「鮭魚育苗場」とし、禁漁にしてふ化、稚魚の育成を保護
1882 (明治15)	府屋町村にも「鮭魚育苗場」(稚川)を設置
1883 (明治16)	府屋町村と岩崎村は、上流七カ村とは「分離」独立して運営
1886 (明治19)	東京で行われた第一回水産博覧会にコドが出品、贈与される
1886 (明治19)	農商務省令「漁業組合規則」が発布され、漁業組合の組織化と組合規約を定めることが義務づけられる
1887 (明治20) 頃	「岩船部三面川外四川漁業組合中山麓田川・雷川沿村漁業規則細則」により、大川に漁業組合が成立
1893 (明治26)	新潟県「漁業取締規則」の改正により「禁漁場」の設置が義務づけられる
1901 (明治34)	大川郷の人々は「鮭漁業契約書」を取り交わし、「合同漁業」によって人札制を導入し、利益を集落へ還元
1901 (明治34)	明治政府により漁業法が制定される
1923 (大正12)	塔下では、サケ漁の入札が集落の総代の差配のもと行われ、鎮守の秋期例祭経費を入札金で賄ったほか、分配金を集落に加入している全戸へ分配
1928 (昭和3)	塔下の「村並加入規約」に、村並加入者はすべてサケ漁へ加入することができる旨明記
1929 (昭和4)	大川において漁業取締監督による臨検、堀之内の入札が替められる
……	戦中戦後の混乱でサケの遡上量が減少する
1951 (昭和26)	水産資源保護法第313号により、資源保護の観点から河川でのサケ採捕禁止(特別採捕の開始)
……	集落によるサケ漁管理継続
1976 (昭和51)	山北町大川漁業協同組合が合併発足、翌年から利益の集落への還元が完全に廃止
1979 (昭和54)	鮭鱒部会運営委員会で、一括採捕化を1985年をめどに開始することが報告(コド産絶の危機)
1985 (昭和60)	サケ漁師の反対で一括採捕化の中止
1989 (平成元)	山北町が観光開発基本計画を策定し、1995年度までに「コド漁場」を整備し、観光化する計画を立案(中止)
1993 (平成5)	大川漁協が、町の観光事業に協力するため、「コド祭り」という「イベント」を企画、実施(数年で中止)
1994 (平成6)	一部一括採捕を採用することが、再度決定
1995 (平成7)	サケ漁を行う集落を増やす(コモンズの拡大)
1995 (平成7)	新潟県の「1995年度サケ・マス増産実務者懇談会」の席上、県側からサケの増殖に関する予算の削減が示される(再度、一括採捕化中止)
1998 (平成10)	堀之内が漁場を放棄、組合管理へ移管
……	後継者不足、サケ漁師の高齢化

ワワケの収益は還元されていたのである。まさに、サケガワは集落の財産であった。

今でも、多くの大川郷の人々が、「昔は、サケガワからの収益でムラマンゾウのほとんどをたすことができた」という思い出を、異口同音に語る。集落で川を使用、管理し、そこからの収益を集落へと還元したという記憶、すなわち「川はムラの財産」であり、そのため自分たちで守り、使ってきたという記憶は、未だに鮮明に大川郷の人々の脳裏に焼き付いている。それは、サケガワの収益が集落に還元されなくなった今でも、さまざまな行政の圧力⁶⁾を乗り越えて、集落ごとに「漁場区」を保持する際の正当性としてあり続けているのである。

集落によって川を共同管理するという、このようなコモンズとしての大川のあり方は、他の日本の河川サケ漁と比較すると特筆すべき性格である。そして、この特筆すべき性格は、自然と受け継がれてきたものではなく、大川沿岸の人々が奮闘努力して、それを継承する正当性を獲得してきたものである。そして、その奮闘努力は、古く江戸時代から数百年にわたって続けられている。

3. 近世のコモンズの正当性——納税の事実と「旧例」——

3.1. 村のコモンズの誕生

1765（明和2）年に記された府屋組（今の大川郷）の村々が取り交わしたサケ漁の最初のルール「明和の取り決め書」（山北町史編さん委員会、1987：335-337）には、間接的にはあるが「伝」として17世紀初頭にすでに大川でサケ漁が行われていたことが記されている。それによると、1619（元和5）年に、「海川奉行」が、大川に来て「鮭海川諸役（サケにかかると）」の吟味をしたという。

この時大川郷を訪れた「海川奉行」は、「やす」一挺につき銀2匁5分の定納を定めるとともに、漁場利用に関し重要な決定を下している。それは「組中一統海川共入会」である。この時点で決められた入会形態が、在地的な慣習の追認か、支配による新規政策か判然としないが、大川において入会という共的な資源利用のあり方は、遅くとも江戸時代の極早い時期に成立していたことは確かなようである。ただし、その共的あり方は、今の大川で見られるような、ムラ＝集落（近世でいえば村）を単位基盤とするものではなく、もう少し大きな単位である組を基盤としたものであった。すなわち、この入会は組という「地域」の入会なのである。

江戸時代のコモンズのあり方を理解する上で、その支配制度を理解することが必要不可欠である。農村の人々の生活にとって、まず、基本的な生活基盤は村、すなわちムラ（共同体）であった。それは村切という形で理念上、明確に空間領域が画定され、それぞれの村は、年貢の納入や法的な管理、検知などを共同に村請けする基本単位であった。それは、支配者側にとってみれば、農民を統治する単位であり、農民にとってみれば、生計を維持するために必要な共的システムの単位であった。大川郷では、現在、集落という形で継承されている共同体が、近世において村であった。村には、庄屋という村役人がいて、代官や奉行の意向を受けて、村の管理、運営にあたった。

また、各村々は、「組」というさらに大きな単位で結びついていた。組とは、村々が連合して

組織した地縁的な結合である。それは領主による支配を村々へ及ぼし、村と補完的に貢納・夫役等を徴する一種の行政的機構であるとともに、地域の中で村々が共存していくための自治的機構を併せもつ地域組織である。そのリーダーとして「大庄屋」がいて、各村の間の問題を調整したり、代官、奉行などとの受け継ぎを行っていた。大川郷は、領域的に近世の「府屋組」に重なる。大川郷は、府屋組としてあった近世より、数百年にわたって結びついてきたのである。近世初頭において、この府屋組という単位が、まず第一に、サケガワをめぐる共的世界の基本であった。元和5年の海川奉行による「海川入会」の指示を受けて、サケ漁は「組中一統海川共入会」と取り決められたのである。

その後、時代が下って1717（享保2）年、「往古へ組御役」であった鮭川役を、「沓ヶ村切二割賦（一つの村ごとに割り付ける）」するという命が下される。これはコモンズとしての大川を考えるにあたって重要な画期であった。なぜならば、サケ漁法と漁場の使用形態には、この時代の税、すなわち役米・役銀上納の事実と、その方式が影響を与えていたからである。往古は「組役」、すなわち府屋組で上納していたものが、「村役」で各村が個々に上納するようになると、漁場を画定する意識もそれに応じて、よりいっそう変化した。これを機に、村の領域としてのサケ漁場の意識が芽生えた——あるいは回復された——のである。サケ漁は、役米・役銀上納という支配者との事実関係によって保障されるのであり、「沓ヶ村切」によって、サケ漁を村で管理することが保障されたといえる。

もっとも、実際は、この画期以前から、多くの村が「鮭川役」を村々の定役として、村ごとに納入する形態に改めていたという。すなわち、17世紀中頃までは組で定納するサケ漁の徴税システムは、運用のレベルで現実的なものに徐々に変化し、ある部分形態化して、18世紀初頭にはすでに事実上村単位で納付される形態に変わっていたのである。

この変化は、17世紀初頭「組中一統入会」にされたサケガワの管理が、人々の手で自発的に徐々に村へと移行される過程ととらえても差し支えない。すなわち、村々が自分たちの村の領域としてサケをめぐる川を意識し、排他的に囲い込む意識が、近世中期には確固たるものとして存在していたのである。それは、18世紀中頃に、サケ漁場をめぐる村々の争論が頻繁に起こっていることから理解できる。

3.2. 支配者との関係、そして故事来歴

大川では、サケガワをめぐる大きな争いが3度勃発する。

まず最初が、1745（延享2）年に、堀之内村と大谷沢村との間で起こった延享の川争いである。その年の12月、大谷沢村が御役所へ、隣村の堀之内村が大谷沢村の漁場を侵害していると訴え出た（山北町史編さん委員会、1987：334-335）。役所は、とりえず隣村の府屋町と小俣村（大川の上流、小俣組の一村）の庄屋に対し、仲介して「内證」、「内済」で処理することを命じた。つまり、表沙汰にしないで内々でことを収めよ、支配者の訴訟にもちこまずに和解させよ、ということである。翌1746年、仲裁の庄屋たちと大谷沢、堀之内両村の庄屋、与頭、長百姓が立ち会いのもと実況を見分し、解決策が話し合われた。結果、「旧例」通りの境を確認し、そこに「境塚」を築き、以後この境界を遵守する旨、証文を取り交わしている。近隣有力者の仲介と、当事者同士の話し合いで、この場はどうか収まったのである。

第二の争いは、1782（天明2）年に同じく堀之内村と大谷沢村の間で起こった天明の川争いである（山北町史編さん委員会、1987：338-339）。この時は、大谷沢村が堀之内村の漁場に越境しているとのことで、堀之内村の男女村中のものが徒党を組んでやってきて、「川除普請」と称して、大谷沢村の4ヵ所のコドを残らず破壊し、漁道具を強奪してしまうという行状に及んだ。あまりにも大勢のものが出てきていたため、一触即発「打擲（殴り合い）」になりそうな状態にまで高まった。

大谷沢村は混乱を収めるため、早速、組内の庄屋たちに堀之内村の理不尽の始末を頼んだが、「旧例」通りに戻せという有力者たちの勧めに堀之内村は納得しない。それで、前回、延享の争いの時に仲裁に入って、ことをうまく収めてくれた有力者・府屋町と小俣村の庄屋に頼んでも、やはり、堀之内村は「内済」に応じなかった。結局、地域で收拾できなくなった問題を、大谷沢村は御役所へ訴え出るほかはなかった。

第三の争いは、1796（寛政8）年に起こった寛政の川争いである。それは先の二つの争論のような隣接村間の漁場争いとは異なり、大川という一本の川によってつながれた上流と下流の村々の争いであった。最下流に位置する岩崎村と府屋町は、サケ漁のルール「明和の取り決め書」を無視して勝手に流網を行うようになった。それに困り果てた府屋組内の上流村落は、取り決めに遵守させようと回状を回し、両村に押しかけて直談判した。先に漁場境界問題で激しく争った堀之内村と大谷沢村も、この時ばかりは一致団結。府屋町は、この談判にあって得心し、取り決め遵守を約したが、岩崎は強行に反発。結果、訴訟沙汰に及んだ（山北町史編さん委員会、1987：341-343）。

訴訟は、ぎりぎりのところで塩野町の郷宿（代官所の所在地にある公務で出張してきた村役人等を泊める宿。訴訟の代行を行った）の頂かりで「内済」することとなり、吟味が続けられた。9ヵ村側は村々に残る明細帳や割付などの文書類をつぶさに調べ、流網役として、全村が負担してきたことを書き記す文書を見つけた。つまり、流網漁は、下流集落の勝手にやってきたのではなく、大川流域の村落が連合して管理してきたという歴史的事実を発見したのである。9ヵ村は、その文書を証拠として提出して、結果、その言い分が認められ、「旧例」に従い調停された。

以上の川争いから、近世の大川において、各村が自村の地崎の川を排他的に使用する——ムラのコモンズとする——正当性を獲得することに、大いに関心を寄せていたことが理解できる。漁場境界問題に端を発した延享と天明の川争いから、18世紀中頃には、大川沿岸の村々に、自分たちの村の領分としてサケをめぐる川を意識し、そこでの利益を村で囲い込んでよいとする意識が存在し、さらにサケガワを村で保有する正しさの主張がなされていたことは間違いない。さらに、寛政の川争いによって、そのような村の正当性の主張が、隣り合った村同士ばかりではなく、流域という大きなつながりの単位での社会的認知なくして、認められるものではないことも明らかである。ムラのコモンズとしてのサケガワは、地域のコモンズとしてのサケガワと重層的に存在するのである。

文書上、近世の大川で正当性を獲得するために、最も効果的で合理的、説得力があった要件は、支配者との関係性である。その関係性の最もわかりやすいものが、サケ漁を行うための役米・役銀納付である。村が川を他村に対し排他的に使用する権限は、支配者側から課される役米・役銀を納付する見返りに付与されたものであるといっても過言ではない。それは、多くの評

いをめぐる文書の中で、自分たちの村のサケガワを守る優位性の根拠として、役米・役銀納付の事実が頻りに記述されていることから明らかである。

サケガワを維持することは権利であるとともに義務でもあり、村切りと村詰けという近世の支配制度の単位に基づくものである。サケ漁は単純な個人の活動ではなく、村で責任を負わされている活動であった。すなわち、このような租税納付の義務は、それを確保するために漁場を囲い込む必要性を村ごとに高めていったのである。このように、ムラのコモンズとしての大川は、村人の自律的な創意のみによって自然発生的に編み出され、その存立の正当性が主張された社会機構というよりは、当時の支配者との関係性——政治・経済的状况——と絡まり合いながら正当化され、強化されていったものと考えべきである。

この租税納付という至ってシンプルな根拠は、一義的には地域社会外部の力をもつ存在から正当性を獲得するためのものである。しかし、それだけでは、必ずしも地域社会内部に向けての正当性の宣言にはなり得ない。そこには、「内証」「内済」など内輪での問題調停機構——在地の裁判——の中で正当性を獲得する、さらなる裏付けが必要であった。この、地域内部に向けての根拠に関しては、文書には詳らかではないが、一つ「旧例」が重要な根拠として参照されていたことは確かである。

「旧例」とは、文字通り「昔からのしきたり」である。延享の川争いでは、最終的に大谷沢村、堀之内村の間で、「旧例」通りの漁場境界に落ち着いた。天明の川争いでは、庄屋たちが堀之内村に漁場を「旧例」通りに戻せという勧奨を行った——あえなく失敗したが——。寛政の川争いでは、大川郷の人々は、より積極的に古い文書や口碑類を調べ上げ、故事来歴を洗い出して「旧例」に従うことになった。この「旧例」は、村々が漁場を管理する正当性として重要であったのであろう。そのため、18世紀中頃にまとめられた、サケ漁のルール「明和の取り決め書」には、100年以上も前の17世紀初頭から、村が漁場を管理してきた故事来歴が詳細に記載されているのである。「旧例」という形で提示される歴史は、ここ大川郷では、無視できない権威性を帯びていたのである。

4. 近代のコモンズの正当性——「公益」と「資源保全」——

4.1. 明治維新の大混乱

明治維新後の急速な制度変革は、漁業を行う上で、全国各地に多くの変化と混乱をもたらした。1875（明治8）年、明治政府は、河海湖沼等を官有地（国の管理）の一つと規定した。これを「海面官有宣言」という。また、旧幕藩体制下で租税としてあった「雑税」を廃止し、役米や役銀という漁業税負担によって保障されていた、諸地域の漁場支配に関する既得権利の根拠を消滅させた。さらに、「海面借区制（河川も含まれる）」という制度を導入し、水面裁量権の国家管理を強行した。

この「海面官有宣言」「海面借区制」の結果、旧慣で定められていた秩序が崩壊したものと多くの人々は理解し、また維新時の制度の不備による混乱も重なり、全国津々浦々で漁業に関する紛争が勃発した。近世には、在地の慣習法や共同体規制などによって漁業はコントロールされて

いたのであり、そのような仕組みがなくなった場合、自分の利益に忠実な合理的な人々を秩序だてて統合することが困難であることは、大川の近世の川争いなどを見るまでもなく明らかである。旧慣によって除外されていた者は、ここぞとばかり新規参入を狙ったであろうし、既得権益者はさらなる囲い込みを目論んだであろう。統制を失った漁場は、いとも簡単に荒れたのである。この状況に慌てた明治政府は、翌年すぐに「海面借区制」を廃止した。

明治維新とともに、大川郷の領主支配も終焉を迎えた。これは、大川における近世的コモンズの終焉をも意味する。なぜならば、先にも述べたように、近世のコモンズは、租税を負担することが正当性の要件となっていたからである。近世的な租税納付がなくなり、村々がもつ近世的な正当性が失われたのである。さらに、漁をめぐって起こる諸問題は、まず在地で解決し、最終的に支配者の裁定を受けるという調整機構が存在することによって、コモンズの制度に大川郷の人々が従属していた。この調整機構も、それ以後機能しなくなった。そのため、大川郷の人々は、新しく登場した近代国家との間で、新しい正当性を獲得し、コモンズを再構築するほかなかった。

大川沿いの集落は、幕藩体制崩壊の後、漁業制度が未だ定まらぬ中、早くも1873（明治6）年に、「鮭川漁場拝借願」を新政府に提出。さらに、1878（明治11）年、府屋町村（府屋町）などの9ヵ村は合同で「鮭川漁業永続願」を、当時の新潟県に願い出るとともに、さらに、サケ漁を管理運営するにあたってのルールを改め明文化した。「明和の取り決め書」でサケ漁のルールを明文化して以来、実に百数十年の後のことである。それは「鮭川議定」（山北町史編さん委員会、1987：399-401）と呼ばれる。その眼目は、税金の分担とその償却方法、並びに漁具、漁法、漁場に関する取り決めにある。

この規則には「税金并漁業方法」の合併が謳われるが、旧来の各集落ごとの漁場管理については、それほど大きな変更はなされていない。たとえば、この時、課された税金の納付に関して、近世同様に集落割りにされている。さらに、漁場の整備（川幅確保）も集落ごとに負わされている。こういう点から、近世からの村＝ムラ＝集落単位の漁業管理、すなわちムラのコモンズと、それをさらにコントロールする地域のコモンズとの重層的あり方は、ほぼ継続されており、この「鮭川議定」は、近世的なコモンズの状況を追認したものと考えて差し支えない。

しかし、一方で、この近代初頭の新ルールには、近世には見られなかったような、文言、およびそれによって言い表されるコンセプトが登場することを見逃してはならない。

4.2 「公益」の発見

「鮭川議定」によると、9ヵ村は、総計50円34銭4厘の費用を全集落で負担することになった。負担の方法は、組役で課されていた近世のある一時期のあり方と大差ない。経営の基本単位は、やはり集落なのである。

ところで、この「鮭川議定」で締結された費用の用途の内訳は、実に興味深い内容をもっている。総計50円34銭4厘の費用の内、実は13円のみが税金である。それは、全費用の僅か約25パーセントに過ぎない。それでは残りはというと、諸雑費を除いた33円33銭3厘（約66パーセント）が、新しく大川郷にできた学校関係費用の弁済に充当するものとして各集落から徴収されている。以後、明治11年より13年までの3ヵ年間で、各集落のサケ漁から上がる収入の中か

ら総計100円を学校の費用として工面することが、サケ漁を行う村々で取り決められた。

1872（明治5）年の明治新政府による学制発布に従い、その翌年に大川郷では「第三十番小学温出校（現・大川谷小学校）」を開設した。それは後に温出小学校となり、大川流域の子弟教育の場として重要な役割を果たすが、その費用捻出にサケ漁が役に立った。

学校費用にサケ漁の収益が充当されるのは、明治維新後の地方制度の確立過程と密接に関わっている。明治政府は、学制公布にともない近代学校制度の推進に努めたが、その財政的な裏付けは乏しかった。寄附や授業料、学区内の人々からの徴収などさまざまな財源が模索されたが、安定的ではなかった。そのため、全国各地で学校林と呼ばれる森林や、学田と呼ばれる水田などの不動産を共同で造成し、学校費用を捻出す手だてとした（竹本、2004）。そのような、費用捻出法と同様の思考が、大川サケ漁から学校費用への充当にも通底しているのである。明治初頭の社会変革期において、大川のサケ漁は地方行政との関わり合いを強くもたされるようになったのである。その結果、社会性を帯びた新しいコンセプトがこの大川にもたらされ、サケ漁は新しい使命を与えられることとなった。

それは、「公益」である。

「鮭川議定」の文中には、この「公益」という言葉が異様なほど頻りに登場する。まず、「鮭川議定」の前文では、各集落協議の上、税金と漁業方法を合併し「万事谷合之公益ヲ計」ることが決議されている。「谷」というのは大川谷、すなわち大川郷のことを指す。大川郷の「公益」を計ることに主眼が置かれているのである。また、条文には、相互に「公益ヲ首とし一己一村」が勝手な振る舞いをしてはならないとある。個人やムラではなく、あくまで「公益」が第一なのである。個人や個々のムラの上位のものとして、「公」が設定されているということである。そして、議定書の締めくくりには、この議定書の期限が切れて再度議定し直す時にも、「公益ヲ基盤とし」議定することが確認されている。「公益」が、大川サケ漁のルールを決める時の大原則となっている。

サケ漁は、この時点で単なる経済活動ではなく、「公」の利益、社会の福利に資するという使命を与えられたと考えられる。「公益」とは、現在の用法でいうならば「公共の利益」である。言い換えれば、社会における不特定かつ多数の人々の利益であり、「私益」の反対語である。この「公益」という言葉が、自発的、内発的に突然大川郷の人々から起こったとは、簡単には信じがたい。近世において、あれほどサケ漁を、生活を支える経済活動として合理的に営んできた人々が、ここで公共性に目覚め、それに資する活動として再出発したとは、とても考えがたいのである。そのような新しい価値が導入された背景に、新しく彼らを支配した公権力の姿が朧気ながら浮かび上がってくる。

実は、学校の費用に充当するということが、当時、大川郷を管轄していた村上警察署の署長の説論によって行われたという。その旨「鮭川議定」に記載されている。警察機構の官吏がサケ漁に関わる理由は定かではないが、公権力の何らかの介在、示唆というものが認められるのである。当時、大川郷を含む岩船地方の中心地であった村上では、すでにサケ漁による学校経営という社会貢献は試みられていた。維新後、三面川のサケの漁業権を継承した村上本町の旧藩士たちが、早くも1873（明治6）年に「小学村上校」を開設した。その際に、サケの収益が大きな役割を果たしたという。その収益を元に、村上では、さらにその後、先駆的な中学校教育などにも取り組

んでいる（須藤，1985：113-120）。そういう状況を、当時の村上警察署長が肯定的に評価し、そのようなやり方の導入を大川筋の人々に求めたのであろうか。学校費用の捻出は、新しい政治的枠組みが要求した理想的価値・「公益」のある部分を、実質的に充たす行為だったといえよう。

ところで、この「公益」という言葉が、時には「国益」に類するイメージも喚起させ、また、時には国家と強く直結していた点に、我々は注意しておかなければならない。

明治初頭の、欧米の法律書をもとに翻訳された書物には、この「公益」という言葉が散見される。たとえば、幕末期にヨーロッパに派遣され、オランダのライデン大学で学んだ法学者・津田真一郎（真道）は、シモン・フィッセルング（Simon Vissering）に師事し、彼の著書を翻訳して、日本で最初の西洋近代法理論書である『泰西国法論』（津田，1878）をまとめた。近代日本の礎に大きく影響を与えた同書には、「公益」の文字が驚くほど頻出する。それをよく見ると、「國益（全国の意味）の公益」、「天下総国の公益」、「天下の公益」、「国家の公益」、「通国の公益」などと「公益」という言葉は、「国家」と連なる字句で修飾されている。その頃の「公益」は、現在の「公益」の語が意味するような「社会における不特定かつ多数の人々の利益」ではなかった。

また、その語が使用される文脈を精査すると、「私」の権利を一応認めつつも、それを制限する際に使用されることが多い。たとえば、同書の「国家ニ対シテ住民ノ務ム可キ義」という部分の第21章には、「国家ノ公益ノ為ニ、住民ニ其所有ノ者、或ハ所有ノ権ヲ譲ラシムル事アリ（国家の公益のために、住民の所有物、あるいはその権利を放棄させることがある）。之ヲ公益ノ為ニ所有ヲ譲ル義ト云フ」（津田，1878：112）とある。いわゆる、所有に関する私権の制限である。この考え方は、後に大日本帝国憲法に引き継がれる。

さらに、「公益」という言葉は、近代国家の中で国民の道徳的理想的根源を表現するものとしても国家によって明示的、意識的に使われるようになる。1890（明治23）年、明治天皇の名で国民教育の基本理念を示した『教育勅語』には、「進テ公益ヲ広メ（進んで公益を広め）」ることが、重要な「一二の徳目」の一つとして挙げられている。国民に期待する「公」＝国家の価値が、明らかに「公益」という言葉には込められているのである。

明治の始め、大川郷で使われた「公益」という言葉は、国家によって導入された外来の価値や概念であることは間違いなさそうである。そして、「公益」が、各地方の漁業を評価する基準として、国家に利用された言葉であり、近代国家揺籃期に国家的に用いられたキーワードであることは、水産発展のための国家的イベント——水産博覧会¹⁰——で、その言葉が多用されたことなどからも明らかである。

「公益」は、大川郷の人々が川をめぐって織りなしてきた共的世界の利益とは、いささか存在する位相が異なる。この言葉の使用に、どれだけ大川郷の人々が自覚的であったか不明だが、大川郷の人々は、その「公益」という言葉に含まれた「公」の価値が、サケ漁継続の新しい正当性につながることを、敏感に嗅ぎ取ったようである。

「鮭川議定」は、新しい政治制度に適應して旧来のサケ漁の枠組みを組み換えつつ、近世以来のコモンズの歴史（集落による管理）を各村が継承する正当性を、内部で相互に確認したものである。さらに、それとともに、新しく入れ替わった公権力という外部に対し、サケ漁継続の正当性を認めさせるものであったといえる。

この時生まれたサケ漁と学費を結びつける戦術が、結局はこの土地に根ざしたものではなかったことは、3ヵ年の時限的取り決めであった「鮭川議定」の年限が過ぎると、早速取りやめになったことから明らかである。そして、年限明けの1881（明治14）年には、「鮭川議定」に替わる新しいサケ漁の枠組みとして、「公益」に含まれるある新しい価値を、さらに導入せざるを得なくなる。それは、「資源保全」である。

4.3.「資源保全」の到来

1880（明治13）年に、新潟県はサケ漁の取り締まり規則（新潟県甲第201号布達）を県内の河川に通達した。そこでは1.産卵するサケの保護、2.産卵後の卵の保護、3.ふ化後の稚魚の保護が謳われており、「資源保全」の遂行が、まさに新しい時代の趨勢として厳しく要求されたのである。この布達に対し、大川郷の人々は適切な対応を迫られた。結果、彼らは「資源保全」に資するための方策を練り上げる。彼らは、「鮭魚育卵場」というサケの自然ふ化場を川の中に設定して、サケの再生産に寄与することとしたのである。

1881（明治14）年、大川沿岸9ヵ村は、協議の上、塔下村地内「高瀬ヨリ土淵」までを「鮭魚育卵場」とし、そこを禁漁にするとともに、ふ化、稚魚育成をさせた。その時作成された設置に関する届出書（山北町教育委員会蔵）には、「鮭魚育卵場」を設置することによって、以後「永遠不断ニ公益」を計ることが約されている。「鮭魚育卵場」を作り、サケの増殖に努めることも、また「公益」に資することであったのである。

ここで我々は、この時代において「公益」とともに、それに連なる「水産保護」や「繁殖」という新しい言葉やコンセプトを、新しい状況に対応しつつ、旧来の集落が川を管理する正当性を主張するために、大川郷の人々が選び取ったことに気づかされる。そこでは「水産保護」、「繁殖」という「資源保全」の価値が、対外的に権威性をもった裏付けとして使われ始めたのである。この「資源保全」という国家的価値をもった「公益」が、漁業継続の生殺与奪を握るものとして、この時代の全国レベルのキー・コンセプトとなっていたことは、他の地方の状況を見ればさらに明らかになる。

たとえば、秋田県では、新潟県が漁業規則を布達したのと同じ明治13年に、種川（大川の「鮭魚育卵場」と同じ）制度を導入するとともに、資源繁殖に妨害となる漁具・漁法の排除を行い、河口部での刺し網漁、流網漁を禁止した。その結果、村の地先でのサケ漁が禁止された南秋田郡相染新田村などでは、生計困難に陥るといふ大問題が起こった。そのため、同村はサケ漁の継続を県庁に求めた。しかし、県庁の対応は冷たく、「水産繁殖上ノ障碍不^レ少」、また「大ノ利益ヲ計画セシムルハ、小ノ利益ヲ捨テザルヲ得ス」、そして、この漁を続けると「到底一般ノ公益ヲ計ル能ハズ」という論理で却下するものであった（高橋，2004：139-140）。ここにも、「公益」の文字が登場しているが、すなわち「公益」の論理に反する漁具・漁法、そして、それを運用する社会システムは、廃絶される運命にあったのである。「公益」という言葉は、当時の日本で、それほどまでに強力な社会的影響力をもっていたのである。大川筋で、同じ頃、「公益」をめぐった言説が飛び交い、さまざまな対策が練られたことも、そのような時代背景があったからに違いない。

4.4. 「公益」から「共益」へ

さて、1885（明治19）年、農商務省令として「漁業組合準則」が發布され、漁業従事者は、新しく漁業組合の組織化と組合規約を定めることが義務づけられた。これに応じて明治20年頃には、大川の漁業は、川筋を越えてさらに大きな単位での管理へと一部移行させられ岩船部三而川外四川漁業組合に統合させられたのである。これは、官主導の制度改変であり、これによって大川に近代的な漁業の組織、運営、管理が導入された。いわゆる、近代漁業組合の誕生である。さらに1894（明治27）年、近世以来数百年の長きにわたって続いてきた大川サケ漁業のあり方を根幹から変える動きが見られる。それは、集落が管理してきた、不可侵の慣習の村落漁場使用権を、川筋で統一しようという動きである。

このきっかけは、新潟県によって行われた「漁業取締規則」の改正であった。これは「資源保全」のためにコドの設置を制限する内容になっていた。つまり、伝統漁法とそれを支える社会システムの対外的な正当性が、揺らぎ始めたのである。この法改正に対応するため、サケ漁を行う大川郷9ヵ村の人々は熟識し、「鮭漁業契約書」（山北町史編さん委員会、1987：405-406）を取り交わした。その結果、「合同漁業」という対策を採用することを決議した。

「合同漁業」とは、従来の集落ごとの管理下にあった漁場区分を撤廃して、漁業組合が新たに分け直し、その管理のもとで競争入札に付して使用者を決定するという内容であった。ただし、収益に関しては、集落ごとの自律性を排除していない。入札からの収入を、大川谷の村税を納めている戸数でその全額を割り、各村に配当した。

現在も、大川においてサケ漁場の入札が、各集落ごとに行われていることはすでに述べたが、史料的に見てこの入札による集落への収益還元という慣習の漁場使用の淵源は、実はこの時期以前に遡ることはできない。もちろん、大川は、各村落の財産の意味をもっていたことは近世でも明らかであるが、その利益が、サケを捕ることによって得られる直接的利益配分（サケ漁師の利益）と、サケを捕らせることによって得られる間接的利益配分（入札金などの集落の利益）の二重構造になっていたのは、史料上明らかではない。近世には、サケ漁師の単純な直接的利用と、それによる利益獲得のみがあり、それを保全するために、集落ごとにさまざまな諍いが起こっただけに過ぎない可能性もある。

そう考えると、この時点において初めて確認される、間接的に集落に還元される利益配分システムの明文化は、大川の社会的位相を考える上で大きな画期であることが理解できる。すなわち、入札というカワワケ制度により、漁場を使用する権限の価値を貨幣価値に置き換え、サケ漁師から収益の一部を召し上げ集落に配当することにより、集落全体に利益をもたらすシステムが誕生したのである。これは、川という共的な資源、空間から上がる収益の価値を、個人的なものから、より社会的なものへと高めるシステムである。この間接的利益を集落が受ける、すなわち漁師の直接的利益の幾ばくかを集落のものとして共的に徴収することは、川の共的な意義、社会的な意義を高めてくれたのである。今でも大川郷の人々は、「昔は、サケガワからの収益でムラマンソウのほとんどを充たすことができた」と昔語りし、さらに、現実には1970年代後半まで、サケガワの入札金が集落の運営費になり、また集落の各戸に平等に分配されていたことはすでに述べたとおりである。そのようなサケガワには、個々人が利益を上げるという発想に加えて、ムラのみんがその利益に与れるという「共益」の発想があるのである。

このような「共益」の発想が、在地のものか、あるいは外来のものか、史料上判然とし得ない。しかし、明治も半ばを過ぎたこのあたりから、サケガワの収益の一部を集落全体に還元するシステムが、明文化されたことは確かである。このような共的システムは、すでに述べた明治政府主導の「公益」思想による地方教化に、影響を受けた可能性がある——もちろん、もし、そうだとすれば、国家が企図した「公益（潜在的国益）」の意味を読み違えていたことになるのだが——。そのような視点から見ると、この時の「鮭漁業契約書」において、サケガワの収益による小学校への寄附が復活させられていることも、うまく理解できる。学校への還元と集落への還元とでは、受益者は同一なのである。

サケガワの収益を、集落の自治費用に充当し、ムラ人に平等に分配する発想は、ムラの諸活動を国家が「公益」へと高める運動の中で、正当性を獲得しようとストラグルしていた人々が、その意味を国家の考えた文脈から逸脱して——意識的か、無意識か定かではない——身につけたものかもしれない。残念ながら、今得られる史料は状況証拠の域を越えないため、ここでは、「公益」に資するという新しい国家の思想が、とかく自立・自律的にとらえられてきた地方のコモンズ発展の道筋に、強く影響を及ぼしていることを指摘するだけに留めておこう。

さて、「鮭漁業契約書」による「合同漁業」は、自分の集落の前の川を自分の集落で使うという歴史と記憶を、長年持ち続けてきた大川郷の人々にはそぐわなかった。そのため、その後、この川筋での合同は解消され、漁業組合によるサケ漁の制度的管理と相まって、再び各集落での漁場管理と運営が重層的に行われるようになった。いや、集落による漁場管理の意識と制度は、むしろ、その後よりいっそう強化されたようである。

大正に入ると、サケガワと集落の密着したあり方が、より鮮明になる。たとえば、大正10年代、塔下ではサケガワの入札が集落の総代の差配のもと行われ、その収益で鎮守金峯神社の秋期例祭の経費を賄ったほか、集落に加入している全戸に分配金を配っていた。また、昭和に入ると、それはムラ人の権限として確実に位置づけられた。1928（昭和3）年に書かれた、塔下の集落の規則「村並加入規約」には、村並加入の「義務ヲ履行シタル上ハ鮭川漁業ニ加入セシムルコト」とあり、集落に加入したすべての家には、サケ漁を行う権利が平等に与えられていたのである（塔下区有文書）。

しかし、この「共益」性は、実は「公」的には否定されるべき状況であった。それは、違法なものとして扱われたのである。1929（昭和4）年、堀ノ内において漁業取締監督官による臨検が行われた際、集落によるサケ漁の運営と、その収益の集落への還元というやり方は、漁業違反として摘発された。当時の文書を繙くと、「旧来ノ慣例ニ依テ之ヲ競争入札ニ附シ落札者ニ從漁セシメ入札金ハ大字ノ字費ニ充当之居リ候ハ誠ニ法規ヲ無視シタル次第ニ有之（旧来の慣例によって川を競争入札にして落札者に漁をさせて、入札金を集落の字費に充当することは、誠に法規を無視したことである）」（山北町史編さん委員会、1987：491）とある。昭和初頭には、それは「法規ヲ無視シタル次第」ということで、否定されるべき対象であり、外部に対する正当性もっていなかったのである。

この時点で、堀ノ内の人々は始末書を書いて、「今后ハascal事決シテ致ス間敷候（今後はこういうことをけって致しません）」と誓い、寛大なる処置を願った。しかし、その誓いは、あくまで外部に向けて発せられた形式的なものであったようである。なぜならば、事実、1970年

代まで、この堀ノ内で摘発されていたやり方が、大川沿岸集落すべての集落で、脈々と——時には隠れながら——続けられて来たからである。

明治維新以降、現在に至るまで大川郷の人々は、近代国家の要請に翻弄されながら、その時々々の施策に対する地域の対策を考えてきたが、いつも盲従してきたわけではない。時には、たくましくも面従腹背でやり過ぎしてきたのである。その際、大川郷の人々には、当然、外部の公的権力に背いてまで守る、コモンズとしての川の正当性があった。それが、大川郷の人々が語る「昔は、サケガワからの収益でムラマンゾウのほとんどを充たすことができた」、「川はムラの財産であった」というコモンズの記憶として、現在の正当性につながっているのである。

5. ま と め

以上、コモンズとして川を題材に、正当性の問題を検討してきた。大川は、近世においては、支配権力とのつながりが具現化した納税の事実と、「旧例」という歴史を根拠とする正当性が、ムラによる川の管理・利用を支えていた。もちろん、この二つは、あくまで限られた地方文書から読み取れる正当性であり、そこにはもっと多様な正当性が絡まり合って存在していたはずである。コモンズの維持は、それほど単純ではない。

このムラによる川の管理・利用は、明治維新とともに新しい正当性を獲得しなければならなかった。そこで見つけ出したのが「公益」であり、それに連なる「資源保全」という新しい価値であった——これもまた、限られた史料から抽出された正当性である——。それは、地域にとっては外部的なアクターである国家との関わりによって発見された正当性であったが、それはいつしか内部的なコモンズの仕組み——集落への収益の還元——にも影響を与えた可能性がある。

このような大川の歴史から、まず、コモンズを支える集団は、内部と外部に通用するコモンズをめぐる正当性を獲得しなければならなかったことが理解される。その正当性の主張は、多様なアクターに向けて重層的に発せられる必要があったのである。このようなコモンズをめぐる正当性主張の重層性に注目すると、一見自立的、自律的に見える伝統的な日本のコモンズが、実は支配者や統治機構という外部から、その成立や存立に関し大きく影響を受けるものであったことが理解できる。

さらに、このような外部と内部がせめぎ合い中、その正当性はドラスティックに変化するものであった。とくに、外部に向けて発せられる正当性は、外部の変化に応じて至極フレキシブルに変化した。明治維新によるその変化は、外部状況の変化に伴う正当性の変化の最たるものであろう。

村＝ムラ＝集落が、川を共同管理するというコモンズとしての大川のあり方は、一部分を変化させつつ、また一部分を連続させつつ、300年もの長きにわたり継承されてきた。その継承は、自己の活動の正当性を、時々に応じて意欲的に獲得してきた、大川郷の人々の奮闘努力を抜きにしては考えられないのである。

注

- (1) 一見、協調的に見えるコモンズも、その実、常に競争性を背後に孕んでいることを理解せねばならない。社会の安定を生み出す協調は、静的に継承されるのではなく、不安定要因となる競争への反射として動的に獲得されるものである。つまり、コモンズは、そのものの性質として、積極的に維持する努力なくして、その持続はあり得ない。また、競争から生み出された協調は、いつ何時、新たな競争へと舞い戻ってもおかしくはないのである。
- (2) legitimacy は、日本語で正当性や正統性と訳されるが、その意味内容は、日本語の訳語より広い。本論では、狭義の日本語の正当性や正統性ではなく legitimacy の意味内容を問題とするため、あえて正当性と表記する。正統－正當－正義という日本語は、orthodoxy－legitimacy－justice という英語の意味の関係に類似するが、必ずしも 1 対 1 に対応していない。
- (3) 「歴史」は、正当性の重要な要件の一つである。事物にまともわりつく「歴史」は、時に正当性を人々に認識させる上で非常に効果的に作用する。「歴史」の機能に注目すると、「歴史」とは「事実として現前に存在するものではなく、人々に共通する解釈としていかようにも創り上げることができるもの」と考えることができる。この「歴史」を根拠にすることによって形成、あるいは獲得される正当性、すなわち、「歴史」的正当性を、忠実に受け継いでいると認知される地位や立場、系統が「正統」である(菅, 2005b)。
- (4) それぞれの内容については、すでに正確な解説がなされている(井上, 2004: 141)ので、ここでは詳細には触れない。
- (5) 現在、大川サケ漁は、サケ漁師の高齢化、過疎化に伴う後継者不足という現代的問題のため変化しつつある。集落ごとのサケ漁運営が、近年では困難になり、それを漁協に移管する動きも始めている(菅, 2005a)。
- (6) 現代の技術進展から取り残されたような大川の伝統サケ漁ではあるが、当然、近代の水産行政と無縁ではあり得ない。サケの河川での捕獲は、1951(昭和26)年に施行された水産資源保護法のもとに管理されており、サケふ化事業の補助金の交付、サケ特別採捕の許認可を左右する水産行政の力は、河川でサケ漁を行う人々にとっては大きな存在である。1970年代末から80年代初頭に、国や県ではサケ資源の増大を計るため、一括採捕などと呼ばれる大型で効率のよい漁法への転換を推進し、大川でも一括採捕化を1985年頃をめどに計画されたが、多くのサケ漁師の反発にあい、中止されている。そのとき彼らが、サケ漁が一括採捕化され、「漁場区」がなくなることに反対した一つの理由が、「川はムラの財産だった」という記憶である。
- (7) 公益学者の小松隆二は、「公益」が明治の始めにおいて、貧困など救済のニーズを抱えるものに対して上から救済するというサービスのあり方から始まり、さらに地域や社会へ私財を投じての貢献という行為に絞られていったと指摘している(小松, 2004: 93)。しかし、本論で述べるように、この概念の創出と普及は国家と不可分であり、小松が述べるようなボランティアな奉仕精神も、国家思想の文脈でとらえ直す必要がある。
- (8) 明治期に水産行政を所管した農商務省は、殖産興業の国家的政策のもと、漁業振興を目的に水産関係に特化した全国規模の博覧会開催を企画し、1883年(明治16)、東京・上野で第一回水産博覧会を開催した。全国から1万557名もの出品人が、総計1万4581点もの品々を出品したコンペティションである。その中で、繁殖などに資する優秀な技術は、「公益」にかなうものとして高く評価され、褒賞の榮に浴した(菅, 2005a)。

文献

- 井上真, 2004, 『コモンズを求めて』岩波書店。
小松隆二, 2004, 『公益とは何か』論創社。

- 山北町史編さん委員会編, 1987, 『山北町史・資料編』山北町。
- Suchman, Mark C., 1995, "Managing Legitimacy: Strategic and Institutional Approaches," *Academy of Management Review*, 20-3: 571-610.
- 須藤和夫, 1985, 『三面川サケ物語』潮風社。
- 宮豊, 1998, 「深い遊び——マイナー・サブシステムの伝承論——」篠原徹編『現代民俗学の視点 1 民俗の技術』朝倉書店: 217-246。
- , 1999, 「川の景観——大川郷に見るコモンズとしての川——」鳥越皓之編『講座人間と環境 4 景観の創造』昭和堂: 92-117。
- , 2005a, 『川は誰のものか——人と環境の民俗学——』吉川弘文館 (12月刊行)。
- , 2005b, 「歴史」をつくる人々——異質性社会におけるレジティマシー獲得手段としての「歴史」の組み換え——」宮内泰介編『レジティマシーの環境社会学——コモンズのフィールドから——』新曜社 (仮題・印刷中)。
- 高橋美貴, 2004, 「近世における「漁政」の展開と資源保全」『日本史研究』501: 127-144。
- 竹本太郎, 2004, 「明治期における学校林の設置」『東京大学農学部演習林報告』111: 109-177。
- 津田真一郎 (真道) 訳, 1878, 『泰西国法論』東洋社 (開成学校蔵版)。

(すが・ゆたか)

環境のヘゲモニーと構造的差別

——大阪空港「不法占拠」問題の歴史にふれて——

三浦 耕吉郎

(関西学院大学)

この論文は、〈環境問題の社会学〉と〈環境共存の社会学〉といった本学会内に存在する研究対象の棲み分けを根本から問いなおすことをめざしている。そのさい、私たちが着目するのは、環境をめぐる支配の正当性 (=ヘゲモニー的支配の状態) とマイノリティの人権ないし差別問題との関係性についてである。環境社会学研究者によるこれらの問題群の取り上げ方をみると、二つの棲み分け領域のうち、とくに前者において、こうした問題が言及される比重が圧倒的に大きく、後者においては、逆に、これまでのところほとんど取り上げられてはこなかった。これは、いったい、どうしたことだろう。後者の領域において、差別や人権問題は存在していないのだろうか。この点について、以下では、大阪空港の「不法占拠」問題を検討することをつうじて、後者の領域において用いられている概念装置 (〈慣習〉, 〈環境の言説〉) や諸理論 (コモンズ論や共同占有権論) が、〈歴史的なもの〉の隠蔽をつうじて差別の生産や再生産に加担し、結果として、マイノリティの権利を否定する側に与してきたことを指摘する。そうして、上記のような研究対象の棲み分け自体が、後者の領域において、研究者が差別問題を取り上げたり言及したりしないことの正当化として機能してきたのみならず、「環境的正義」の二面性、すなわち「環境的正義」の論理のなかに、構造的差別の芽が胎息している可能性を見逃してきたことをあきらかにしていく。

キーワード：構造的差別、ヘゲモニー分析、不法占拠、マイノリティの権利、共同占有権

1. 環境利用と構造的差別

たとえば一定の土地に、なぜ、ある人たちは住むことができ、ある人たちは住むことができないのか？あるいは一定の土地を、なぜ、ある人たちは利用でき、ある人たちは利用できないのか？これは一見したところ、あまりにも自明な問いに思われるかもしれない。しかし、近代社会が前提とする私的所有の権利関係の枠組みから一步外に踏み出したとたん、私たちに確信を持って答えることが難しくなるように思われる。

環境利用をめぐる諸問題、すなわち様々な時代や地域において、多様な資源を人ひとがどのようにして管理し、利用し、また所有してきたか、といった問題群は、これまで (日本の) 環境社会学が誕生以来、一貫して探求しつづけてきた重要な研究領域の一つである。そして、こうした環境にたいする利用・管理・所有といった問題群のかたわらには、つねに、〈環境の利用や管理や所有からの他者の排除〉とでも表現すべき、解決のきわめて困難な問題群が、まるでコインの裏表のように、あるいは、いくら拭いても拭い去れない宿病のように、つきまどってきたことも

■編集後記

この第11号をもって、第5期の編集委員会の任期は終了する。松村和則事務局長をはじめとする編集委員の方々、また査読など編集作業に協力して下さった方々に心からお礼申し上げます。

今号には、特集論文6本、一般投稿論文8本、研究ノート1本、資料調査報告3本を掲載した。投稿されてきたのは32本だったので、あいかわらずの狭き門であることには変わりはない。だが、自由投稿原稿で採用するのは、通常8本程度である。今回は、質の高い原稿が多く、運営委員会の了承を得て、有斐閣との契約ページ数を越える部分の発行経費を学会側で負担し、掲載可能な水準に達していると判断された原稿をすべて収録している。こうした事態は新曜社時代の第5号以来である。編集を担当している人間としてはうれしい限りだが、今後も良質な投稿に恵まれることを期待したい。

その一方で、原稿の査読、評価に対する疑問の声も聞こえてくる。確かに、人によって評価にばらつきがあり、二人の査読者の中で原稿の評価が分かれる場合がないわけではない。しかし、その際は、第3の査読者を立てるか、編集事務局長などが査読を行い、判断を下している。また、採否の決定に関する編集委員会の議論を聞いていると、委員の間で評価がかなり一致することに驚かされるほどである。したがって、投稿者としては不満があるかもしれないが、6年連続で編集に携わってきた者としては、現在の査読システムは十分に信頼に足ると考えている。

しかし、このシステムは、編集委員、査読者として、多くの会員が無償で協力して下さっているおかげで、機能している。投稿を考えている方々は、そのことを念頭において、十分練られた原稿を提出するように心がけてほしい。それによって、環境社会学の学問的な発展がはかられることを祈念しつつ、脇田健一編集委員長、谷口吉光事務局長のもとでスタートする次期の編集委員会にパトタッチすることにしたい。

2005年8月16日

(第5期編集委員会委員長・平岡義和)

The Journal of Environmental Sociology Vol.11, 2005

Editorial Board: HIRAOKA Yoshikazu, Chief Editor; MATSUMURA Kazunori, Managing Editor; ADACHI Shigekazu, ASANO Toshihisa, FUJIKAWA Ken, FUJIMURA Miho, IKEDA Kanji, KAKIZAWA Hiroaki, KOMATSU Hiroshi, OTSUKA Yoshiki, SEKI Reiko, TAKATA Akihiko, TANIGUCHI Yoshimitsu
Editorial Assistant: Avi Landeu, Yuhikaku Academia

Current issues are priced at 2,625 yen per copy.
Published and copyright 2005 by the *Japanese*

Association for Environmental Sociology.
TERADA Ryoichi, President, Executive Office: c/o HIRAOKA Yoshikazu, School of Human Sciences, Shizuoka University, 836 Ohya Shizuoka 422-8529, JAPAN, TEL/FAX: 81-54-238-5082, jyhirao@ipc.shizuoka.ac.jp
Editorial office: c/o TANIGUCHI Yoshimitsu, Faculty of Bioresources Sciences, Akita Prefectural University, Shimoshinjo-nakano, Akita, 101-0195, JAPAN, TEL: 81-18-872-1626, FAX: 81-18-872-1677, tani@akita-pu.ac.jp
Distributed by Yuhikaku, 2-17 Kandajinbocho, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0051, JAPAN, TEL: 81-3-3265-6811, FAX: 81-3-3262-8035

■環境社会学会編集委員会

第5期(2003年6月より2年間, 10・11号の編集担当)

委員長・平岡義和(静岡大学) 事務局長・松村和則(筑波大学)
浅野敏久(広島大学) 足立重和(愛知教育大学) 池田寛二(法政大学) 大塚善樹(武蔵工業大学)
柿澤宏昭(北海道大学) 小松祥(松山大学) 関礼子(立教大学) 高田昭彦(成蹊大学) 谷口吉光(秋田県立大学) 藤川賢(明治学院大学) 藤村美穂(佐賀大学)

■編集協力 Avi Landeu (株)有斐閣アカデミア

■本号の査読者

橋潟俊子(淑徳大学) 野田浩資(京都府立大学) 脇田健一(龍谷大学) 土屋俊幸(東京農工大学)
片桐新自(関西大学) 牧野厚史(琵琶湖博物館) 帯谷博明(立正大学) 家中茂(神龍大学) 三浦耕吉郎(関西学院大学) 寺田良一(明治大学) 海野道郎(東北大学) 平林(田窪) 祐子(富士常葉大学)
細川弘明(京都精華大学) 宮内泰介(北海道大学) 嘉田由紀子(京都精華大学) 西城戸誠(京都教育大学) 中沢秀雄(千葉大学) 阿部晃司(岩手県立大学) 吉沢四郎(福岡工業大学)
青柳みどり(独立行政法人環境研究所) 松岡昌則(北海道大学) 池田寛二(法政大学) 井上真(東京大学) 編集委員(順不同)

■投稿案内

投稿ご希望の方は、投稿規定・執筆要項を熟読の上、あらかじめ下記編集委員会宛に原稿の種類・タイトルなどをご通知下さい。投稿は随時できますが、次号の投稿申込締切は2006年1月13日(金)、原稿の提出締切は2月末日(いずれも消印有効)です。投稿資格は会員に限定されておりますこと申し添えます。

環境社会学研究 第11号

Journal of Environmental Sociology Vol. 11

□2005年10月25日発行
□定価2,625円(本体価格2,500円)
ISBN 4-641-19974-4
©2004, 環境社会学会. Printed in Japan
□発行 環境社会学会 会長・寺田良一
http://www.soc.nii.ac.jp/jses3/
□印刷 大日本法令印刷株式会社
□発売 株式会社有斐閣
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-17
TEL 03-3265-6811 FAX 03-3262-8035
URL http://www.yuhikaku.co.jp/

□環境社会学会事務局(2005年6月より2年間)
〒422-8529 静岡市大谷836
静岡大学・人文学部
TEL: 054-238-5082
FAX: 054-238-5082
E-mail: jyhirao@ipc.shizuoka.ac.jp

□編集 環境社会学会編集委員会
(2005年6月より2年間)
〒010-0195 秋田市新城中野
秋田県立大学・生物資源科学部
TEL: 018-872-1626
FAX: 018-872-1677
E-mail: tani@akita-pu.ac.jp